

ブリッジ Bridge 10月号

トレンドニュース(令和6年8月分)

◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.17倍(前月比0.01P低下)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,917人と前年同月比9.8%減少。

新規求職申込件数:1,445人と前年同月比12.9%減少。

⇒大幅に新規求職者が減少。人材確保の難しい状況が続いています。

是非ハローワークをご利用ください。

◆令和6年10月1日から大阪府の最低賃金は時間額1,114円(50円アップ)となります。

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度で、年齢やパート、アルバイトなど働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

なお、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」の制度がありますのでご活用ください。

目次

《お知らせ情報》

◆令和6年10月1日から**大阪府最低賃金 時間額1,114円**

◆育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援します
～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

◆障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

◆SAFEコンソーシアム AWARDS 2024年度

《統計情報等》

・ハローワーク大阪東の求人・求職状況

・職種別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)

・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)

・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



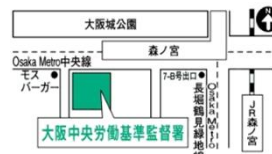
大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

大阪府 最低賃金

令和6年

10月1日から

時間額

1,114円

前年比

50円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
大阪労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



大阪労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給まで の流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R6.9)

育児休業や短時間勤務の利用期間中の 業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。2024（令和6）年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。

このリーフレットの内容は、2024年1月1日以降に、育児休業（産後休業から引き続き休業する場合は、産後休業）または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

拡充 ① 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 7日以上の子育て休業取得
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大125万円）

- | |
|---------------------------------------|
| ① 業務体制整備経費：5万円
（育休1か月未満の場合は2万円） |
| ② 手当支給総額の3/4（※1）
（上限10万円/月、12か月まで） |

※1 プラチナくるみん認定事業主は4/5に割増されます。

新設 ② 短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

（主な支給要件）

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 1か月以上の短時間勤務利用
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大110万円）

- | |
|-------------------------------------|
| ① 業務体制整備経費：2万円 |
| ② 手当支給総額の3/4
（上限3万円/月、子が3歳になるまで） |

拡充 ③ 育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合

代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

1. 代替要員を新規雇用または派遣で確保
2. 7日以上の子育て休業取得
3. 代替要員が業務を代替

代替期間に応じた額を支給（※2）

最短：7日以上14日未満	9万円
最長：6か月以上	67.5万円

※2 プラチナくるみん認定事業主は助成額が加算されます。
7日以上14日未満：11万円、6か月以上：82.5万円など

A. 有期雇用労働者加算

①～③の助成金の対象の育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が**有期雇用労働者の場合**に、**支給額が10万円加算**されます。

※業務代替期間が1か月以上の場合に限りです。

B. 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、**支給額が2万円加算**されます。

※最初の**1回に限り対象**となります。

注意事項

- 助成金の対象となるのは**中小企業事業主のみ**です。
※中小企業の範囲は、下記の表を参照してください。
- **支給人数・年数の上限**は、①～③の助成金を全てあわせて
 - ・**育児休業取得者と制度利用者の合計で1年度10人まで**
 - ・**初回の対象者が出てから5年間**
 となります。
- 同一労働者の**同一の子に係る育児休業**については、**①と③の助成金はいずれか一方かつ1回のみ対象**となります。また、**同一の子に係る短時間勤務も、②の助成金は1回のみ**利用可能です（ただし、支給申請は1年ごとに行います）。
- ①③の助成金は、**同一の育児休業について**、
 - ・**出生時両立支援コース（第1種）**
※男性の育児休業（子の出生後8週間以内、連続5日以上）が対象
 - ・**育児休業等支援コース（育休取得時、職場復帰時）**
※男女の育児休業（連続3か月以上）が対象
 のいずれか一方と**併用可能**です。

中小企業の範囲 ➤ 主たる事業ごとに、以下に該当する場合に中小企業と扱われます。

小売業（飲食業含む）	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本金または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

◎ 支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎ その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、会社所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索





サービス産業

製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、
農業・林業、運輸業・郵便業等

上記2分類のうち、当てはまる業種分類をお選びください。



安全な職場づくり部門



企業等間連携部門



エイジフレンドリー部門

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰いたします。

応募期間: 令和6年 **9月** → **11月** (予定) 結果発表: 令和7年2月(予定)

【コンソーシアムについて】全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアム
ポータルサイト



SAFEコンソーシアム

AWARDS 2024年度

SAFEアワードについて

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状・盾をお送りいたします。※複数部門に応募可能です。



サービス産業

製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、運輸業・郵便業等

上記2分類のうち、当てはまる業種分類をお選びください。

安全な職場づくり 部門賞

労働災害防止の
取組全般に
関するもの

企業等間連携 部門賞

複数の企業、団体等の
連携による労働災害防止
の取組に関するもの

エイジフレンドリー 部門賞

特に高齢労働者の
労働災害防止の
取組に関するもの

コンソーシアム設立の背景・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- 1 加盟メンバーの地位向上
(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- 2 優良事例の表彰、
コンソーシアム内外への発信
(SAFEアワード)
- 3 コンソーシアム事務局
主催イベント等による
マッチングによる
新たな取組の創出
(シンポジウム)
- 4 加盟メンバー間の
好取組事例や労働災害
防止対策サービスの共有
(掲示板「Team Good SAFE」)

SAFE コンソーシアムポータルサイト <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム X @safe_mhlw https://twitter.com/safe_mhlw



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。 ※ 就労継続支援A型事業所の利用者は、算定対象外です。

Point

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）しました。
（令和6年4月以降）****▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設しました。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができます。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられます。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充しました。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化しました。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年8月	前年同月	前年同月比	令和6年8月	前年同月	前年同月比
計	9,917	10,992	▲ 9.8	63,739	74,216	▲ 14.1
建設業	491	660	▲ 25.6	4,348	5,167	▲ 15.9
製造業	645	745	▲ 13.4	4,762	5,338	▲ 10.8
情報通信業	675	703	▲ 4.0	2,619	2,734	▲ 4.2
運輸業,郵便業	228	375	▲ 39.2	4,078	4,693	▲ 13.1
卸売業,小売業	814	1,308	▲ 37.8	6,571	7,491	▲ 12.3
学術研究,専門・技術サービス業	524	587	▲ 10.7	1,983	2,308	▲ 14.1
宿泊業,飲食サービス業	1,657	1,621	2.2	6,682	10,704	▲ 37.6
生活関連サービス業,娯楽業	88	141	▲ 37.6	2,120	4,095	▲ 48.2
教育,学習支援業	147	118	24.6	914	958	▲ 4.6
医療,福祉	2,163	2,423	▲ 10.7	18,171	19,585	▲ 7.2
サービス業（他に分類されないもの）	1,747	1,835	▲ 4.8	8,801	8,794	0.1

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年8月	前年同月	前年同月比	令和6年8月	前年同月	前年同月比
職業計	1,445	1,659	▲ 12.9	23,213	25,165	▲ 7.8
A 管理的職業従事者	6	3	100.0	75	95	▲ 21.1
B 専門的・技術的職業従事者	240	284	▲ 15.5	3,512	3,875	▲ 9.4
C 事務従事者	441	497	▲ 11.3	5,945	6,440	▲ 7.7
D 販売従事者	102	113	▲ 9.7	1,373	1,522	▲ 9.8
E サービス職業従事者	147	147	0.0	2,429	2,474	▲ 1.8
F 保安職業従事者	9	5	80.0	177	198	▲ 10.6
G 農林漁業従事者	5	3	66.7	65	86	▲ 24.4
H 生産工程従事者	66	57	15.8	1,098	1,057	3.9
I 輸送・機械運転従事者	41	42	▲ 2.4	863	786	9.8
J 建設・採掘従事者	6	13	▲ 53.8	223	220	1.4
K 運搬・清掃・包装等従事者	122	129	▲ 5.4	2,417	2,620	▲ 7.7

3. 就職件数の推移

	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8
大阪東	356	391	403	379	332	308	434	531	476	435	396	446	348
大阪労働局	5,496	6,064	6,239	5,871	5,253	4,808	5,902	6,610	6,843	6,531	6,169	6,090	5,275

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和6年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	15,631	7,677	2.04	108,702	100,894	1.08
01管理的職業	51	36	1.42	406	383	1.06
02研究・技術の職業	2,674	477	5.61	12,883	5,862	2.20
006開発技術者	252	38	6.63	1,147	533	2.15
007製造技術者	163	78	2.09	864	1,204	0.72
008建築・土木・測量技術者	1,061	65	16.32	3,787	767	4.94
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	761	189	4.03	4,593	2,143	2.14
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	202	364	0.55	960	4,115	0.23
017デザイナー	93	193	0.48	309	2,296	0.13
04医療・看護・保健の職業	885	285	3.11	9,364	4,020	2.33
023看護師、准看護師	426	145	2.94	4,043	1,880	2.15
024医療技術者	165	44	3.75	1,854	695	2.67
025栄養士、管理栄養士	80	16	5.00	1,547	285	5.43
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	69	22	3.14	510	384	1.33
028保健医療関係助手	89	24	3.71	913	360	2.54
05保育・教育の職業	318	105	3.03	2,532	1,577	1.61
029.031.032その他の保育・教育の職業	313	95	3.29	2,402	1,416	1.70
06事務的職業	1,789	2,542	0.70	10,620	28,509	0.37
033総務・人事・企画事務の職業	220	268	0.82	1,198	2,901	0.41
034一般事務・秘書・受付の職業	451	1,484	0.30	2,666	16,793	0.16
037医療・介護事務の職業	144	80	1.80	1,355	1,336	1.01
038会計事務の職業	277	234	1.18	1,207	2,464	0.49
039生産関連事務の職業	124	49	2.53	731	642	1.14
040営業・販売関連事務の職業	368	193	1.91	1,633	1,834	0.89
07販売・営業の職業	3,161	516	6.13	12,387	6,244	1.98
045販売員	1,220	150	8.13	4,996	2,267	2.20
048営業の職業	1,598	327	4.89	6,619	3,703	1.79
08福祉・介護の職業	1,492	279	5.35	14,113	4,089	3.45
049福祉・介護の専門的職業	563	133	4.23	5,438	1,512	3.60
050施設介護の職業	627	137	4.58	6,513	2,412	2.70
051訪問介護の職業	302	9	33.56	2,162	165	13.10
09サービスの職業	1,290	383	3.37	11,846	4,626	2.56
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	21	62	0.34	2,754	828	3.33
055飲食物調理の職業	497	121	4.11	5,573	1,600	3.48
056接客・給仕の職業	538	113	4.76	2,556	1,268	2.02
057居住施設・ビル等の管理の職業	129	36	3.58	378	424	0.89
10警備・保安の職業	648	32	20.25	3,674	569	6.46
12製造・修理・塗装・製図等の職業	814	338	2.41	8,603	5,238	1.64
071製品製造・加工処理工（金属製品）	188	61	3.08	2,303	1,179	1.95
072製品製造・加工処理工（食料品等）	27	23	1.17	564	447	1.26
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	215	76	2.83	1,397	918	1.52
074機械組立工	68	30	2.27	791	541	1.46
075機械整備・修理工	113	24	4.71	1,590	451	3.53
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	133	89	1.49	929	1,023	0.91
13配送・輸送・機械運転の職業	1,012	246	4.11	9,762	4,520	2.16
082配送・集荷の職業	223	101	2.21	1,490	1,390	1.07
083貨物自動車運転の職業	149	44	3.39	2,932	1,121	2.62
085乗用車運転の職業	433	38	11.39	2,734	667	4.10
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	181	27	6.70	1,094	533	2.05
14建設・土木・電気工事の職業	450	48	9.38	6,955	1,071	6.49
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	188	27	6.96	2,153	410	5.25
094電気・通信工事の職業	131	12	10.92	1,447	323	4.48
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	833	502	1.66	4,338	7,982	0.54
095荷役・運搬作業員	536	90	5.96	2,062	1,545	1.33
096清掃・洗浄作業員	154	102	1.51	950	1,259	0.75
（IT関連計）	1,619	584	2.77	9,163	6,836	1.34
（福祉関連計）	1,989	418	4.76	19,184	5,969	3.21
（介護関連小計）	1,415	232	6.10	13,569	3,536	3.84

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間より短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに未所せず、ワラン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和6年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	9,857	3,877	2.54	63,677	62,350	1.02
02研究・技術の職業	62	58	1.07	245	859	0.29
007製造技術者	3	13	0.23	48	227	0.21
008建築・土木・測量技術者	20	15	1.33	87	128	0.68
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	11	16	0.69	25	226	0.11
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	138	92	1.50	513	996	0.52
017デザイナー	47	45	1.04	265	425	0.62
04医療・看護・保健の職業	591	189	3.13	5,540	2,714	2.04
023看護師、准看護師	377	108	3.49	2,879	1,530	1.88
024医療技術者	82	18	4.56	913	313	2.92
028保健医療関係助手	72	18	4.00	852	274	3.11
05保育・教育の職業	469	69	6.80	3,250	1,404	2.31
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	275	19	14.47	904	302	2.99
029.031.032その他の保育・教育の職業	194	50	3.88	2,346	1,102	2.13
06事務的職業	1,146	996	1.15	6,734	13,658	0.49
034一般事務・秘書・受付の職業	238	647	0.37	1,991	8,836	0.23
037医療・介護事務の職業	120	37	3.24	1,211	744	1.63
038会計事務の職業	254	56	4.54	571	725	0.79
040営業・販売関連事務の職業	66	24	2.75	361	420	0.86
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	163	69	2.36	613	744	0.82
07販売・営業の職業	480	120	4.00	2,783	2,254	1.23
045販売員	464	106	4.38	2,558	1,928	1.33
08福祉・介護の職業	1,273	153	8.32	12,358	2,647	4.67
049福祉・介護の専門的職業	154	56	2.75	2,128	823	2.59
050施設介護の職業	637	84	7.58	6,907	1,628	4.24
051訪問介護の職業	482	13	37.08	3,323	196	16.95
09サービスの職業	2,825	263	10.74	12,301	4,070	3.02
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	28	30	0.93	911	384	2.37
055飲食物調理の職業	1,367	93	14.70	7,384	1,725	4.28
056接客・給仕の職業	968	75	12.91	2,367	983	2.41
057居住施設・ビル等の管理の職業	311	39	7.97	875	580	1.51
10警備・保安の職業	343	22	15.59	2,947	400	7.37
12製造・修理・塗装・製図等の職業	281	71	3.96	2,157	1,434	1.50
071製品製造・加工処理工（金属製品）	15	10	1.50	195	204	0.96
072製品製造・加工処理工（食料品等）	97	13	7.46	712	308	2.31
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	111	23	4.83	629	368	1.71
074機械組立工	9	6	1.50	147	134	1.10
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	13	1	13.00	119	37	3.22
13配送・輸送・機械運転の職業	218	78	2.79	3,005	1,436	2.09
082配送・集荷の職業	36	23	1.57	559	394	1.42
083貨物自動車運転の職業	5	3	1.67	188	117	1.61
085乗用車運転の職業	152	29	5.24	1,520	500	3.04
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	12	10	1.20	136	108	1.26
14建設・土木・電気工事の職業	31	8	3.88	198	178	1.11
091建設の職業（建設躯体工の職業を除く）	7	2	3.50	54	64	0.84
094電気・通信工事の職業	1	4	0.25	31	68	0.46
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,955	704	2.78	11,428	13,141	0.87
095荷役・運搬作業員	113	35	3.23	884	754	1.17
096清掃・洗浄作業員	1,445	153	9.44	6,956	3,083	2.26
097包装作業員	121	33	3.67	677	489	1.38
098選別・ピッキング作業員	71	28	2.54	733	800	0.92
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	205 246	455 135	0.45 1.82	2,178 1,008	8,015 1,552	0.27 0.65
（福祉関連計）	1,721	255	6.75	15,887	4,163	3.82
（介護関連小計）	1,287	130	9.90	12,344	2,367	5.22

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和6年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	231,030	310,681	239,619	230,997	302,153	239,975
01管理的職業	379,948	430,948	266,667	288,532	375,062	353,137
02研究・技術の職業	270,201	463,690	261,400	254,555	424,606	276,333
006開発技術者	230,985	380,172	225,000	232,502	379,484	282,632
007製造技術者	254,848	378,515	210,000	239,762	353,051	244,093
008建築・土木・測量技術者	302,892	534,778	275,385	271,743	457,109	315,039
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	245,553	420,957	313,000	250,019	432,966	263,365
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	223,517	295,059	241,132	225,067	316,904	241,390
017デザイナー	224,647	286,174	241,034	227,226	320,443	236,636
04医療・看護・保健の職業	247,743	299,199	267,500	243,433	292,751	266,217
023看護師、准看護師	268,099	313,068	292,273	264,376	313,829	279,094
024医療技術者	243,062	297,112	247,500	248,657	295,329	263,396
025栄養士、管理栄養士	194,519	240,737	217,500	205,399	249,922	217,674
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	224,375	323,288	263,333	238,412	318,171	245,357
028保健医療関係助手	192,331	217,391	198,000	194,204	224,416	204,182
05保育・教育の職業	215,503	261,457	227,000	216,381	255,842	218,750
029.031.032その他の保育・教育の職業	214,364	261,047	230,000	216,192	256,312	220,471
06事務的職業	212,317	273,678	227,279	210,302	263,917	225,660
033総務・人事・企画事務の職業	213,285	294,213	287,000	221,650	285,741	258,567
034一般事務・秘書・受付の職業	202,786	244,229	212,563	201,581	239,638	214,737
037医療・介護事務の職業	195,020	264,606	210,000	193,862	235,251	202,778
038会計事務の職業	227,981	309,280	234,286	223,769	301,707	248,191
040営業・販売関連事務の職業	215,008	272,490	250,625	207,672	259,621	236,224
07販売・営業の職業	222,851	291,672	265,185	229,836	307,847	260,747
045販売員	206,051	256,674	220,870	221,422	286,751	220,033
048営業の職業	233,144	312,874	284,706	234,249	320,468	281,433
08福祉・介護の職業	229,454	267,908	235,946	230,444	265,719	223,310
049福祉・介護の専門的職業	236,126	289,412	236,250	243,108	282,306	229,714
050施設介護の職業	220,603	245,848	235,714	218,405	249,657	218,991
051訪問介護の職業	231,138	254,592	--	222,555	256,250	229,444
09サービスの職業	221,334	254,829	237,447	240,882	297,796	230,757
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	226,667	253,333	225,000	262,852	335,151	227,109
055飲食物調理の職業	223,974	280,800	265,556	238,145	295,220	255,221
056接客・給仕の職業	225,399	244,526	222,500	237,651	289,745	224,521
057居住施設・ビル等の管理の職業	194,010	200,757	192,857	196,708	205,303	189,103
10警備・保安の職業	198,311	222,916	133,333	195,989	212,175	191,340
12製造・修理・塗装・製図等の職業	214,257	291,016	225,000	215,316	299,892	239,478
071製品製造・加工処理工（金属製品）	211,770	283,040	225,000	217,147	304,902	250,239
072製品製造・加工処理工（食料品等）	240,056	254,648	236,000	210,742	261,105	226,970
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	203,974	257,367	210,667	204,940	278,606	224,538
074機械組立工	217,143	308,714	262,500	215,554	308,869	226,026
075機械整備・修理工	216,538	327,297	250,000	217,704	310,076	275,821
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	224,194	320,188	225,455	225,273	337,284	240,168
13配送・輸送・機械運転の職業	218,264	261,933	256,078	241,507	299,841	260,099
082配送・集荷の職業	222,038	260,035	263,500	228,267	274,467	252,251
083貨物自動車運転の職業	233,802	277,877	287,500	274,122	350,020	296,784
085乗用車運転の職業	207,166	243,460	230,000	200,989	230,270	255,772
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	209,346	262,665	210,000	225,737	297,230	239,600
14建設・土木・電気工事の職業	233,398	372,885	287,500	238,802	359,980	278,012
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	234,270	373,155	287,500	231,510	357,191	280,000
094電気・通信工事の職業	218,586	338,830	--	238,660	355,602	266,939
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	205,340	234,818	201,111	210,266	255,076	205,092
095荷役・運搬作業員	211,623	259,532	212,000	210,936	259,009	216,923
096清掃・洗浄作業員	203,128	219,797	182,000	211,513	243,505	188,972
（IT関連計）	238,987	388,133	245,833	243,409	402,200	259,799
（福祉関連計）	237,982	279,198	259,107	237,424	276,397	246,290
（介護関連小計）	228,562	267,235	236,207	228,141	263,454	222,510

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人とはハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、ウェブサイト上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和6年8月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,181	1,260	1,237	1,216	1,325	1,172
02研究・技術の職業	1,362	1,697	1,817	1,386	1,767	1,520
007製造技術者	1,200	1,200	--	1,277	1,397	1,092
008建築・土木・測量技術者	1,575	2,200	1,780	1,450	2,229	1,522
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	--	--	2,000	1,213	1,280	1,268
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,380	1,647	1,146	1,266	1,575	1,216
017デザイナー	1,278	1,628	1,132	1,157	1,524	1,157
04医療・看護・保健の職業	1,678	1,886	1,873	1,734	1,940	1,645
023看護師、准看護師	1,700	1,847	1,847	1,701	1,868	1,659
024医療技術者	1,908	2,246	2,267	1,837	2,090	1,705
028保健医療関係助手	1,245	1,364	1,132	1,174	1,260	1,106
05保育・教育の職業	1,204	1,362	1,400	1,213	1,406	1,207
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,141	1,220	1,300	1,135	1,189	1,154
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,230	1,420	1,475	1,241	1,481	1,229
06事務的職業	1,228	1,310	1,168	1,161	1,267	1,139
034一般事務・秘書・受付の職業	1,169	1,254	1,163	1,132	1,226	1,126
037医療・介護事務の職業	1,217	1,338	1,090	1,160	1,244	1,117
038会計事務の職業	1,278	1,324	1,121	1,244	1,363	1,185
040営業・販売関連事務の職業	1,294	1,364	1,170	1,170	1,279	1,224
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,115	1,232	1,267	1,102	1,202	1,148
07販売・営業の職業	1,074	1,180	1,109	1,130	1,254	1,162
045販売員	1,064	1,155	1,105	1,126	1,246	1,149
08福祉・介護の職業	1,257	1,411	1,274	1,236	1,389	1,170
049福祉・介護の専門的職業	1,301	1,428	1,417	1,253	1,377	1,177
050施設介護の職業	1,223	1,345	1,230	1,196	1,297	1,164
051訪問介護の職業	1,297	1,523	1,200	1,332	1,657	1,203
09サービスの職業	1,088	1,112	1,147	1,102	1,165	1,112
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,171	1,500	1,310	1,075	1,312	1,163
055飲食物調理の職業	1,076	1,109	1,129	1,100	1,145	1,107
056接客・給仕の職業	1,073	1,083	1,161	1,101	1,173	1,113
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,126	1,130	1,082	1,106	1,114	1,089
10警備・保安の職業	1,115	1,153	1,098	1,126	1,193	1,070
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,134	1,232	1,082	1,127	1,230	1,141
071製品製造・加工処理工（金属製品）	--	--	1,100	1,159	1,325	1,164
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,106	1,122	1,064	1,118	1,174	1,102
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,141	1,230	1,064	1,112	1,195	1,088
074機械組立工	1,097	1,163	1,100	1,126	1,256	1,070
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,098	1,114	--	1,135	1,168	1,081
13配送・輸送・機械運転の職業	1,177	1,270	1,122	1,160	1,244	1,126
082配送・集荷の職業	1,129	1,380	1,161	1,176	1,290	1,109
083貨物自動車運転の職業	1,232	1,357	--	1,209	1,356	1,132
085乗用車運転の職業	1,179	1,233	1,064	1,138	1,211	1,119
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,202	1,325	1,109	1,147	1,199	1,172
14建設・土木・電気工事の職業	1,494	1,719	--	1,352	1,701	1,173
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,438	1,438	--	1,323	1,595	1,212
094電気・通信工事の職業	1,500	2,000	--	1,283	1,508	1,168
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,097	1,118	1,095	1,104	1,134	1,085
095荷役・運搬作業員	1,113	1,165	1,078	1,128	1,189	1,101
096清掃・洗浄作業員	1,099	1,115	1,064	1,105	1,127	1,076
097包装作業員	1,078	1,162	1,064	1,085	1,165	1,077
098選別・ピッキング作業員	1,129	1,188	1,082	1,119	1,198	1,103
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	1,073	1,091	1,146	1,092	1,128	1,085
（福祉関連計）	1,135	1,295	1,344	2,781	3,395	1,365
（介護関連小計）	1,380	1,540	1,679	1,370	1,530	1,404
（介護関連小計）	1,254	1,408	1,229	1,235	1,388	1,169

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、ワライ上で求職登録した求職者数が含まれる。

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2024年8月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	2	2	10	TOEIC(600点～)	24	229	16	36
第三種電気主任技術者	9	89	11	124	日本語検定1級	28	206	0	2
1級電気工事施工管理技士	3	45	12	32	日本語検定3級	5	119	0	0
2級電気工事施工管理技士	2	31	16	75	日商簿記1級	15	119	1	17
一級建築士	13	107	73	312	日商簿記2級	179	1,885	66	317
二級建築士	11	154	56	300	日商簿記3級	196	2,100	98	406
1級建築施工管理技士	5	76	59	321	簿記能力検定(全経2級)	9	97	4	15
2級建築施工管理技士	6	65	56	277	運行管理者(貨物)	8	173	0	59
1級土木施工管理技士	12	143	147	473	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	5	94	1	23
2級土木施工管理技士	4	80	140	409	医療事務資格	35	352	6	76
1級造園施工管理技士	1	16	2	51	登録販売者(一般医薬品)	11	238	0	91
薬剤師	26	300	38	491	理容師	3	49	2	1,367
保健師	21	170	21	180	美容師	38	519	19	1,642
助産師	6	83	0	27	ネイリスト技能検定試験2級	4	55	1	33
看護師	188	2,037	539	4,657	ネイリスト技能検定試験3級	5	74	0	23
准看護師	20	421	289	2,446	調理師	86	1,172	448	2,838
臨床検査技師	6	87	14	141	警備員検定試験(1級)	0	0	1	22
理学療法士	8	127	64	879	警備員検定試験(2級)	1	2	3	28
作業療法士	3	66	73	741	大型自動車免許	44	1,163	28	1,336
歯科技工士	6	59	7	47	大型自動車第二種免許	17	398	6	806
歯科衛生士	18	273	39	384	普通自動車免許	2,166	32,679	206	3,237
診療放射線技師	2	51	6	58	普通自動車第二種免許	27	483	310	1,926
言語聴覚士	4	28	50	356	大型特殊自動車免許	10	200	0	79
管理栄養士	22	295	76	747	自動二輪車免許	48	956	58	268
栄養士	37	482	111	1,481	原動機付自転車免許	15	375	198	769
あん摩マッサージ指圧師	2	21	52	328	牽引免許	13	297	0	223
はり師	6	86	52	320	フォークリフト運転技能者	161	3,481	342	2,676
きゅう師	6	80	18	226	中型自動車免許	21	462	165	2,032
柔道整復師	6	97	56	338	中型自動車第二種免許	4	50	0	165
臨床心理士	2	34	22	95	8トン限定中型自動車免許	24	513	43	918
社会福祉士	21	251	174	1,129	危険物取扱者(乙種)	60	950	80	263
介護福祉士	114	1,762	675	8,007	危険物取扱者(丙種)	6	95	0	22
保育士	123	2,073	314	2,975	溶接技能者	3	24	0	33
ホームヘルパー1級	4	61	76	446	ガス溶接技能者	7	331	1	94
ホームヘルパー2級	82	1,329	593	5,094	アーク溶接技能者(基本級)	7	177	0	99
精神保健福祉士	6	82	90	495	二級自動車整備士	4	93	13	193
介護支援専門員(ケアマネージャー)	18	392	99	1,292	三級自動車整備士	0	60	12	164
介護職員基礎研修修了者	3	39	24	300	自動車検査員	1	32	2	44
福祉用具専門相談員	4	107	6	77	2級ボイラー技士	10	185	30	91
介護職員初任者研修修了者	67	988	994	9,856	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	6	112	0	50
介護職員実務者研修修了者	28	377	373	4,662	移動式クレーン運転士	9	187	0	114
税理士	3	21	10	36	小型移動式クレーン運転技能者	9	229	2	106
社会保険労務士	14	114	30	94	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	45	2	42
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	86	1,597	39	971	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	6	147	13	202
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	29	410	47	312	玉掛技能者	43	1,224	35	822
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	53	672	0	80	第一種電気工事士	9	169	30	335
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	76	798	123	488	第二種電気工事士	43	754	182	1,040
管理業務主任者	3	89	4	19	足場の組立て等作業主任者	1	53	12	170
実用英語技能検定2級	64	654	4	24	1級管工事施工管理技士	4	39	25	74
TOEIC(730点～)	48	426	5	18	2級管工事施工管理技士	2	26	26	90